

世田谷区自転車条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区自転車条例施行規則 昭和59年 3 月31日規則第13号 改正 昭和62年10月30日規則第71号 (略) 令和 3 年 9 月30日規則第123号 <u>令和 7 年 3 月 5 日規則第37号</u> 世田谷区自転車条例施行規則 <u>(一の建物)</u> <u>第22条の 4 条例第28条第 1 項の一の建物として規則で定めるものは、次のとおりとする。</u> <u>(1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物</u> <u>(2) 通路によって接続され、機能が一体となっている 2 以上の建物</u> <u>(3) 同一敷地内にある用途上不可分な 2 以上の建物</u> <u>(4) 一の建物（前 3 号に掲げるものを含む。）とその附属建物を合わせたもの</u> (新築施設における自転車等駐車場の設置場所) 第23条 条例第28条第 1 項の規則で定める場所は、当該施設の入口<u>に到達するために歩行する距離がおおむね100メートル</u>以内で、自転車等の利用者が利用しやすい場所とする。 <u>(施設面積の算定)</u> <u>第23条の 2 条例第28条第 2 項に規定する施設面積（以下「施設面積」という。）は、条例別表第 3 に掲げる施設の用途ごとの床面積の合計とする。ただし、階段、エスカレーター、エレベーター、壁等により明確に区分された通路、トイレ、給湯室、利用者の用に供しな</u>	○世田谷区自転車条例施行規則 昭和59年 3 月31日規則第13号 改正 昭和62年10月30日規則第71号 (略) 令和 3 年 9 月30日規則第123号 世田谷区自転車条例施行規則 <u>新設</u> <u>新設</u> (新築施設における自転車等駐車場の設置場所) 第23条 条例第28条第 1 項の規則で定める場所は、当該施設の入口<u>から概ね50メートル</u>以内で、自転車等の利用者が利用しやすい場所とする。 <u>(誘導員の設置)</u> <u>第23条の 2 区長は、条例第28条第 2 項に規定する誘導員の設置については、店舗等の営業形態、自転車等駐車場の設置場所等を考慮するものとする。</u>

改正後	改正前
<u>い休憩室及び食堂、塔屋、屋上、倉庫、機械室、ボーリング場のレーン等の利用者の立入りを予定していない部分については、当該床面積に含めないものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると区長が認めたときは、施設面積は、次の各号に掲げる施設の用途の区分に応じ、当該各号に定める式により算定したものとすることができる。</u> <u>(1) スーパーマーケット等 用途の総床面積に0.7を乗じて得たもの</u> <u>(2) 金融機関 用途の総床面積に0.4を乗じて得たもの</u> <u>(3) 前2号以外の用途に供する施設 用途の総床面積に0.8を乗じて得たもの</u> (自転車等駐車場の構造及び設備) 第23条の3 条例<u>第32条第2項</u>に規定する自転車等駐車場の構造及び<u>設備の技術基準</u>は、次のとおりとする。 (1) 自転車等駐車場内の通路の幅は、1.5メートル以上とすること。 (2) 平置式の自転車等駐車場においては、1台ごとの<u>柵の表示又は駐車位置を明確に示すものの設置をすること。ただし、ラック等自転車等を効率的に収容することができる装置（以下「特殊な装置」という。）を用いる自転車等駐車場で区長が適当と認めたものについては、この限りではない。</u> (3) <u>前号の自転車等駐車場の1台当たりの駐車部分は、幅0.5メートル、奥行2メートルを標準とし、1平方メートル以上の面積を確保すること。ただし、特殊な装置を用いる自転車等駐車場で区長が適当と認めたものについては、この限りではない。</u> <u>(4) 自転車等駐車場を1階以外の階に設置する場合の傾斜路、斜路付階段又は昇降機は、自転車等が安全かつ円滑に移動できるよう配慮された構造とすること。</u>	<u>2 区長は、特定の曜日又は時間を指定して、前項の誘導員を設置させることができる。</u> (自転車等駐車場の構造及び設備) 第23条の3 条例<u>第33条第2項</u>に規定する自転車等駐車場の構造及び<u>設備</u>は、次のとおりとする。 (1) 自転車等駐車場内の通路の幅は、1.5メートル以上とすること。 (2) 平置式<u>(効率的に駐車することができる装置を用いるものを除く。)</u>の自転車等駐車場においては、1台ごとの柵を表示すること。 (3) <u>前号の自転車等駐車場の1台当たりの駐車部分の面積は、1.2平方メートル以上で、幅は0.45メートル以上、奥行きは2メートル以上とし、通路との交差角を45度以上とすること。</u> <u>新設</u>

改正後	改正前
<u>(5) 幼児同乗用自転車の利用が見込まれる場合は、幼児同乗用自転車が駐車しやすい構造とし、利用者の利便に配慮すること。</u> <u>(6) 自転車等駐車場内に産業標準化法（昭和24年法律第185号）に規定する日本産業規格Z8210の自転車の図記号又はこれに準じたものを記載した標識を設置すること。</u> <u>(7) 自転車等駐車場の位置及び当該自転車等駐車場への経路を示す表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。</u> (自転車等駐車場の設置の届出等) 第24条 条例<u>第33条第1項</u>に規定する届出は、<u>商業施設等自転車等駐車場設置（変更）届出書</u>（第10号様式）により行わなければならない。 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 施設の位置図 (2) 配置図 (3) 施設の各階平面図 (4) 自転車等駐車場平面図 (5) 自転車等駐車場構造図 <u>（特殊な装置を用いる場合に限る。）</u> 3 条例<u>第33条第2項</u>に規定する届出は、<u>商業施設等自転車等駐車場設置工事完了届出書</u>（第10号の2様式）に自転車等駐車場のしゅん工写真を添付することにより行わなければならない。 <u>（適用除外施設）</u> 第24条の2 条例第34条の規則で定めるものは、次のとおりとする。 <u>(1) 自動車又は自動二輪車の販売を主たる目的とする小売施設</u> <u>(2) ガソリンスタンドその他これに類する施設</u> <u>(3) 駅構内の改札口内側に設置された商業施設</u> <u>(4) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第13号又は高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条第2号に規定する施</u>	<u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> (自転車等駐車場の設置の届出等) 第24条 条例<u>第34条第1項</u>に規定する届出は、<u>大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）届出書</u>（第10号様式）により行わなければならない。 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 施設の位置図 (2) 配置図 (3) 施設の各階平面図 (4) 自転車等駐車場平面図 (5) 自転車等駐車場構造図 3 条例<u>第34条第2項</u>に規定する届出は、<u>大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）工事完了届</u>（第10号の2様式）に自転車等駐車場のしゅん工写真を添付することにより行わなければならない。 <u>新設</u> <u>新設</u>

改正後	改正前
<u>設</u> <u>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号に規定する営業を行うための施設</u> (措置命令書) 第25条 条例第36条の2第2項に規定する措置命令書は、措置命令書（第11号様式）によるものとする。 <u>附 則（令和7年3月5日規則第37号）</u> <u>1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>2 この規則による改正後の世田谷区自転車条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、施行日以後に世田谷区自転車条例の一部を改正する条例（令和7年3月世田谷区条例第73号。以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する工事に着手した者について適用し、施行日前に当該工事に着手した者については、なお従前の例による。</u> <u>3 改正後の規則の規定は、改正条例附則第3項に規定する工事に着手した者については、当該工事に限り、適用しない。</u> <u>4 この規則の施行の際、この規則による改正前の第10号様式及び第10号の2様式の規定に基づき作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</u>	(措置命令書) 第25条 条例第36条の2第2項に規定する措置命令書は、措置命令書（第11号様式）によるものとする。

改正後	改正前																																																																																																										
第10号様式（第24条関係） 商業施設等自転車等駐車場設置（変更）届出書 年 月 日 世田谷区長 あて 住 所 会 社 名 代表者名 電話番号 下記のとおり設置したので届け出ます。 記 1 施 設 <table><tr><td>設 置 場 所</td><td>世田谷区</td><td>丁目</td><td>番</td><td>号</td></tr><tr><td>用 途 地 域</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>設 置 区 分</td><td colspan="4">1 新築 2 増築</td></tr><tr><td rowspan="5">用 途 施 設 面 積 附置義務台数</td><td>1 スーパーマーケット等、 ぱちんこ屋等の遊技場又は 学習施設</td><td>m²</td><td colspan="2">台</td></tr><tr><td>2 スポーツ施設</td><td>m²</td><td colspan="2">台</td></tr><tr><td>3 飲食店</td><td>m²</td><td colspan="2">台</td></tr><tr><td>4 ドラッグストア、日用品 店、衣料品店又は金融機関</td><td>m²</td><td colspan="2">台</td></tr><tr><td>5 各種専門店又は映画館・ 劇場等</td><td>m²</td><td colspan="2">台</td></tr><tr><td></td><td>合計</td><td>m²</td><td colspan="2">台</td></tr></table> 2 自転車等駐車場 <table><tr><td>設 置 場 所</td><td>世田谷区</td><td>丁目</td><td>番</td><td>号</td></tr><tr><td>駐 車 場 面 積</td><td>m²</td><td>収容台数</td><td colspan="2">台</td></tr><tr><td>構 造</td><td colspan="4">1 平置式 2 特殊な装置（ 台） ※ラック式又は機械式</td></tr></table> 3 営 業 <table><tr><td>営業開始予定日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 第10号の2様式（第24条関係）	設 置 場 所	世田谷区	丁目	番	号	用 途 地 域					設 置 区 分	1 新築 2 増築				用 途 施 設 面 積 附置義務台数	1 スーパーマーケット等、 ぱちんこ屋等の遊技場又は 学習施設	m ²	台		2 スポーツ施設	m ²	台		3 飲食店	m ²	台		4 ドラッグストア、日用品 店、衣料品店又は金融機関	m ²	台		5 各種専門店又は映画館・ 劇場等	m ²	台			合計	m ²	台		設 置 場 所	世田谷区	丁目	番	号	駐 車 場 面 積	m ²	収容台数	台		構 造	1 平置式 2 特殊な装置（ 台） ※ラック式又は機械式				営業開始予定日	年 月 日	第10号様式（第24条関係） 大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）届出書 年 月 日 世田谷区長 あて 住 所 会 社 名 代表者名 電話番号 下記のとおり設置したので届け出ます。 記 1 施 設 <table><tr><td>用 途 地 域</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>設 置 場 所</td><td>世田谷区</td><td>丁目</td><td>番</td><td>号</td></tr><tr><td>用 途</td><td colspan="4">1 大規模店舗 2 金融機関 3 遊技場等 4 スポーツ施設 5 学習施設 6 混合用途</td></tr><tr><td>建 築 延 面 積</td><td colspan="4">m²</td></tr><tr><td rowspan="3">店 舗 面 積 又 は 施 設 面 積</td><td rowspan="3">店舗又は 施設内訳</td><td></td><td colspan="2">m²</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">m²</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">m²</td></tr></table> 2 自転車等駐車場 <table><tr><td>設 置 場 所</td><td>世田谷区</td><td>丁目</td><td>番</td><td>号</td></tr><tr><td>駐 車 場 面 積</td><td>m²</td><td>収容台数</td><td colspan="2">台</td></tr><tr><td>構 造</td><td colspan="4">1 平置式 2 立体自走式 3 立体機械式</td></tr></table> 3 営 業 <table><tr><td>営業開始予定日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 第10号の2様式（第24条関係）	用 途 地 域					設 置 場 所	世田谷区	丁目	番	号	用 途	1 大規模店舗 2 金融機関 3 遊技場等 4 スポーツ施設 5 学習施設 6 混合用途				建 築 延 面 積	m ²				店 舗 面 積 又 は 施 設 面 積	店舗又は 施設内訳		m ²			m ²			m ²		設 置 場 所	世田谷区	丁目	番	号	駐 車 場 面 積	m ²	収容台数	台		構 造	1 平置式 2 立体自走式 3 立体機械式				営業開始予定日	年 月 日
設 置 場 所	世田谷区	丁目	番	号																																																																																																							
用 途 地 域																																																																																																											
設 置 区 分	1 新築 2 増築																																																																																																										
用 途 施 設 面 積 附置義務台数	1 スーパーマーケット等、 ぱちんこ屋等の遊技場又は 学習施設	m ²	台																																																																																																								
	2 スポーツ施設	m ²	台																																																																																																								
	3 飲食店	m ²	台																																																																																																								
	4 ドラッグストア、日用品 店、衣料品店又は金融機関	m ²	台																																																																																																								
	5 各種専門店又は映画館・ 劇場等	m ²	台																																																																																																								
	合計	m ²	台																																																																																																								
設 置 場 所	世田谷区	丁目	番	号																																																																																																							
駐 車 場 面 積	m ²	収容台数	台																																																																																																								
構 造	1 平置式 2 特殊な装置（ 台） ※ラック式又は機械式																																																																																																										
営業開始予定日	年 月 日																																																																																																										
用 途 地 域																																																																																																											
設 置 場 所	世田谷区	丁目	番	号																																																																																																							
用 途	1 大規模店舗 2 金融機関 3 遊技場等 4 スポーツ施設 5 学習施設 6 混合用途																																																																																																										
建 築 延 面 積	m ²																																																																																																										
店 舗 面 積 又 は 施 設 面 積	店舗又は 施設内訳		m ²																																																																																																								
			m ²																																																																																																								
			m ²																																																																																																								
設 置 場 所	世田谷区	丁目	番	号																																																																																																							
駐 車 場 面 積	m ²	収容台数	台																																																																																																								
構 造	1 平置式 2 立体自走式 3 立体機械式																																																																																																										
営業開始予定日	年 月 日																																																																																																										

改正後	改正前																																																								
第10号の様式（第24条関係） 商業施設等自転車等駐車場設置工事完了届出書 年 月 日 世田谷区長 あて 住所 会社名 代表者名 電話番号 下記のとおり自転車等駐車場の工事を完了したので届け出ます。 記 1 自転車等駐車場 <table><tr><td>設 置 場 所</td><td>世田谷区</td><td>丁 目</td><td>番 号</td></tr><tr><td>設 置 区 分</td><td>1 新築</td><td>2 増築</td><td></td></tr><tr><td>駐 車 場 面 積</td><td colspan="3">㎡</td></tr><tr><td>収 容 台 数</td><td colspan="3">台</td></tr><tr><td>構 造</td><td colspan="3">1 平置式 2 特殊な装置（ 台） ※ラック式又は機械式</td></tr></table> 2 施設 <table><tr><td>確認申請受付</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>確 認</td><td>年 月 日 第 号</td></tr><tr><td>検 査</td><td>年 月 日</td></tr></table> 3 完了年月日 <table><tr><td>自転車等駐車場設置完了日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 4 検査 <table><tr><td>検 査 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>検 査 員 氏 名</td><td>㊞</td></tr><tr><td>立 会 人 氏 名</td><td>㊞</td></tr></table>	設 置 場 所	世田谷区	丁 目	番 号	設 置 区 分	1 新築	2 増築		駐 車 場 面 積	㎡			収 容 台 数	台			構 造	1 平置式 2 特殊な装置（ 台） ※ラック式又は機械式			確認申請受付	年 月 日	確 認	年 月 日 第 号	検 査	年 月 日	自転車等駐車場設置完了日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 員 氏 名	㊞	立 会 人 氏 名	㊞	大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）工事完了届 世田谷区長 あて 住所 会社名 代表者名 電話番号 下記のとおり、自転車等駐車場の工事を完了したので届け出ます。 記 1 自転車等駐車場 <table><tr><td>設置場所</td><td></td></tr><tr><td>駐車場面積</td><td>㎡</td></tr><tr><td>収容台数</td><td>台</td></tr><tr><td>構造及び設備</td><td></td></tr></table> 2 施設 <table><tr><td>確認申請受付</td><td>年 月 日 第 号</td></tr><tr><td>確 認</td><td>年 月 日 第 号</td></tr><tr><td>検 査</td><td>年 月 日</td></tr></table> 3 完了年月日 <table><tr><td>自転車等駐車場設置（変更）完了日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 4 検査 <table><tr><td>検査年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>検査員氏名</td><td>㊞</td></tr><tr><td>立会人氏名</td><td>㊞</td></tr></table>	設置場所		駐車場面積	㎡	収容台数	台	構造及び設備		確認申請受付	年 月 日 第 号	確 認	年 月 日 第 号	検 査	年 月 日	自転車等駐車場設置（変更）完了日	年 月 日	検査年月日	年 月 日	検査員氏名	㊞	立会人氏名	㊞
設 置 場 所	世田谷区	丁 目	番 号																																																						
設 置 区 分	1 新築	2 増築																																																							
駐 車 場 面 積	㎡																																																								
収 容 台 数	台																																																								
構 造	1 平置式 2 特殊な装置（ 台） ※ラック式又は機械式																																																								
確認申請受付	年 月 日																																																								
確 認	年 月 日 第 号																																																								
検 査	年 月 日																																																								
自転車等駐車場設置完了日	年 月 日																																																								
検 査 年 月 日	年 月 日																																																								
検 査 員 氏 名	㊞																																																								
立 会 人 氏 名	㊞																																																								
設置場所																																																									
駐車場面積	㎡																																																								
収容台数	台																																																								
構造及び設備																																																									
確認申請受付	年 月 日 第 号																																																								
確 認	年 月 日 第 号																																																								
検 査	年 月 日																																																								
自転車等駐車場設置（変更）完了日	年 月 日																																																								
検査年月日	年 月 日																																																								
検査員氏名	㊞																																																								
立会人氏名	㊞																																																								

第11号様式（第25条関係）

第11号様式（第25条関係）

改正後	改正前
番 号 年 月 日 措 置 命 令 書 あて 世田谷区長名 図 世田谷区自転車条例第 条の規定に違反しているので、同条例第36条の2の規定により、下記の措置を講ずるよう命じます。 記 1 措置の内容 2 措置の理由 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。	番 号 年 月 日 措 置 命 令 書 あて 世田谷区長名 図 世田谷区自転車条例第 条の規定に違反しているので、同条例第36条の2の規定により、下記の措置を講ずるよう命じます。 記 1 措置の内容 2 措置の理由 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。